

防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱

平成28年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅又は建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、住民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内において、住宅又は居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策事業を実施する者に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂災害対策改修

既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁又は塀の改修若しくは設置等をいう。

(2) 建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者をいう。

(3) 建築士事務所

建築士法第23条に規定する一級建築士事務所又は二級建築士事務所をいう。

(補助の対象となる住宅等)

第3条 この要綱において、補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、本市の区域内に存する住宅等で、次の各号の全てに該当するものをいう。

(1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。

(2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造であること。

(補助の対象となる事業)

第4条 この要綱において、補助の対象となる事業（市長が別に定める日までに完成

するものに限る。以下「補助対象事業」という。)は、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であること。
- (2) 土砂災害対策改修の結果、補助対象住宅等が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合すること。
- (3) 建築士事務所に所属する建築士により構造設計が行なわれた土砂災害対策改修であること。

(補助の対象者)

第5条 この要綱において、補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者であって、土砂災害対策改修事業を行う住宅等を所有するもの（住宅等を所有する者が2人以上いる場合にあっては、その者らが代表者として選任した者とし、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める構造上区分された建物にあっては、同法第3条に定める建物、敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体とすることができる。以下「所有者」という。）とする。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

- (1) 補助対象住宅等を所有する者が、市税を滞納している場合
- (2) 補助対象住宅等を所有する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (3) 対象となる事業が、山口県又は防府市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けている場合

(補助金の対象額)

第6条 補助対象事業費は、土砂災害対策改修に係る工事費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、3,360,000円を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象事業費に23.0パーセントを乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、772,000円を限度とする。）とする。

(交付の申請等)

第7条 補助対象事業について、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、土砂災害対策改修事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適當と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、土砂災害対策改修事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

(事業の変更等)

第9条 第7条第2項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付決定後において補助対象事業の内容を変更しようとするときは、土砂災害対策改修事業変更申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助対象事業者は、交付決定後において、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、土砂災害対策改修事業中止・廃止申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の変更の通知)

第11条 市長は、前2条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、土砂災害対策改修事業補助金交付変更通知書（第5号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(事業の実績報告等)

第12条 補助対象事業者は、市長が定める工程に係る工事を終えたときは、速やかに、補助対象事業中間報告書（第6号様式）を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。この場合において、市長の確認を受けていないときは、市長が定める次工程を施工してはならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、補助対象事業完了報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助対象事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、

適當と認めるときは、補助金の額を確定し、土砂災害対策改修事業補助金確定通知書（第8号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、土砂災害対策改修事業補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第14条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 各申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し土砂災害対策改修事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し土砂災害対策改修事業補助金返還命令書（第11号様式）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第15条 この補助対象事業に関する書類は、補助対象事業終了年度の翌年から起算して、10年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

土砂災害対策改修事業補助金交付申請書

(第一面)

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所

氏名
(電話番号)

防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 対象住宅・建築物 所 在 地	防府市
3 補 助 金 交 付 申 請 額	円
4 着手予定及び完了 予 定 年 月 日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
5 確 認 事 項 (記載事項を確認し、チェックボックスに「レ」を付けてください)	<input type="checkbox"/> 所有者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 <input type="checkbox"/> 対象となる事業が、山口県又は防府市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けていないこと。
6 添 付 書 類 (チェックボックスに「レ」を付けて全ての書類がそろっていることを確認してください。)	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの（申請日から3月以内に交付されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の所有者（区分所有されている補助対象住宅等にあっては、全ての区分所有者）について、本市市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 区分所有されている住宅等にあっては、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会の決議書 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合検討書及び現況外観写真 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。） <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による確認済証（確認の申請が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとしてください。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し <input type="checkbox"/> 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類（）

(第二面)

1 対象建築物所在地	防府市			
2 対象建築物の用途				
3 建築年月日	年 月 日			
4 対象建築物の構造	造			
5 対象建築物の規模	階 数	地上 階	地下 階	
	延べ床面積	m ²		
6 構造設計を行つた建築士	氏 名	() 建築士 () 登録第 号		
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	所在地			
	電話番号			
7 施工者	名 称			
	所在地			
	電話番号			
8 交付申請額の算出方法	(1) 土砂災害対策改修に要する工事費 (消費税等相当額を除く。)	円		
	(2) 補助対象事業費の限度額	円		
	(3) (1)と(2)のいずれか少ない額	円		
	(4) 交付申請額 (3)の額×23パーセント	円		
	(1, 000円未満切捨て)			

第2号様式（第7条関係）

土砂災害対策改修事業補助金交付決定通知書

第
年
月
日
号

様

防府市長

印

年　　月　　日付けで申請のありました土砂災害対策改修事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
3 交 付 の 条 件	(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき及び中止又は廃止しようとするときは、市長に申請しなければならない。 (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (3) 補助対象事業の施行については、事故の防止に努め、特に近隣の住民に対しては、細心の注意を払うこと。 (4) 補助対象事業に関する書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して、10年間保存すること。 (5) 防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱を遵守すること。
4 そ の 他	※ 土砂災害対策改修工事は、年　　月　　日までに完了すること。

土砂災害対策改修事業変更申請書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

申請者（補助対象事業者等）

住所

氏名

(電話番号)

年　月　日付け 第　　号により補助金の交付決定を受けた土砂災害対策改修事業について、次のとおりその内容を変更したいので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 補 助 年 度	年度	
2 当初交付決定額	円	※ 補助金の額の変更が伴わないとときは、2と3は、空白にしてください。
3 変 更 後 の 付 申 請 額	円	
4 変 更 の 理 由		
5 添 付 書 類 (変更がある書類を添付して、添付した書類のチェックボックスに「レ」を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの（申請日から3月以内に交付されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の所有者（区分所有されている補助対象住宅等にあっては、すべての区分所有者）について、本市市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 区分所有されている住宅等にあっては、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会の決議書 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合検討書及び現況外観写真 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の建築時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。） <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による確認済証（確認の申請が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるものとしてください。） <input type="checkbox"/> 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し <input type="checkbox"/> 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類()	

第4号様式（第10条関係）

土砂災害対策改修事業中止・廃止申請書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

申請者（補助対象事業者等）
住所

氏名

(電話番号)

年　月　日付け　第　　号により補助金の交付決定を受けた土砂災害対策改修事業について、次のとおり中止・廃止したいので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 住 宅 等 の 所 在 地	防府市
3 中 止 ・ 廃 止 の 年 月 日	年　　月　　日
4 中 止 ・ 廃 止 の 理 由	

第5号様式（第11条関係）

土砂災害対策改修事業補助金交付変更通知書

第 年 月 日
号

様

防府市長

印

年　月　日付けで申請のありました土砂災害対策改修事業補助金については、次のとおり
交付決定の内容を変更したので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第11条の
規定により通知します。

1 補 助 年 度	年度	
2 変 更 の 理 由		
3 補 助 金 の 付 決 定 額	変更前	円
	変更後	円

補助対象事業中間報告書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

申請者（補助対象事業者等）

住所

氏名

(電話番号)

年　月　日付け　第　　号により補助金の交付決定を受けた土砂災害対策改修事業が、
市長が定める工程に係る工事を終えましたので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱
第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 補 助 年 度	年度
2 着 手 年 月 日	年　　月　　日
3 改 修 工 事 中 間 工 程 の 確 認	補強計画書のとおり、市長が定める工程に係る工事を適正に終えたことを報告 します。 建築士名 又は 施工者名

補助対象事業完了報告書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

申請者（補助対象事業者等）

住所

氏名

(電話番号)

年　　月　　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた土砂災害宅改修事業が、
完了しましたので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に
より、次のとおり報告します。

1 補 助 年 度	年度
2 着 手 及 び 完 了 年　　月　　日	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日
3 補 助 対 象 事 業 費	円
4 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
5 土砂災害対策改修 工事完了の確認	補強計画書のとおり適正に工事が完了したことを報告します。 建築主名 又は 施工者名
6 添 付 書 類 (チェックボックスに 「レ」を付けて全ての書類が そろっていることを確認して ください。)	<input type="checkbox"/> 補助事業の実施に関する契約書の写し（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かること。） <input type="checkbox"/> 補助事業の実施に要した費用に係る領収書の写し及び土砂災害対策改修費内訳書（土砂災害対策改修に併せて、リフォームなどの他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かること。） <input type="checkbox"/> 補助対象住宅等の外観写真（施工前・施工中・完了時） <input type="checkbox"/> 建築基準法の規定による検査済証の写し（確認済証の交付を受けた場合に限る。） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書（　　）

第8号様式（第12条関係）

土砂災害対策改修事業補助金確定通知書

第
年
月
日
号

様

防府市長

印

年　月　日付けて事業完了報告のありました土砂災害対策改修事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により通知します。

1 補 助 年 度	年度		
2 補 助 金 の 交 付 確 定 額	円		
3 補助対象事業費	円		
4 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円	補助金交付決定(変更)通知書 第 年 月 日 号	
5 備 考			

土砂災害対策改修事業補助金交付請求書

年　　月　　日

(宛先) 防府市長

申請者（補助対象事業者等）

住所

氏名

(電話番号)

防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

1 補 助 年 度	年度						
2 補 助 金 請 求 額	円						
3 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円			補助金交付決定（変更）通知書 第 号 年 月 日			
4 補 助 金 の 交 付 確 定 額	円			補助金確定通知書 第 号 年 月 日			
5 振 込 先	振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
		支店・店・支所・出張所					
	講座番号・種別						
口 座 名 義 (カタカナで 記入願います)							
6 備 考							

土砂災害対策改修事業補助金交付決定取消通知書

第
年
月
号
日

様

防府市長

印

年　　月　　日付けで交付決定（変更）・確定した土砂災害対策改修事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 取 消 し の 理 由	
3 交 付 決 定 ・ 確 定 額	円
4 取 消 額	円

土砂災害対策改修事業補助金返還命令書

第
年
月
号
日

様

防府市長

印

年　　月　　日付けで交付した土砂災害対策改修事業補助金については、防府市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 補 助 年 度	年度	
2 返 還 命 令 額	円	
3 返 還 期 限	年　　月　　日まで	
4 補 助 金 既 付 額	円	年　　月　　日 交付
5 返 還 の 理 由		